

行政が直接消費者の被害救済を図るための手法について (被害の救済)

1 これまでの議論等を踏まえた方向性

(民事訴訟と消費者被害の回復)

事業者との取引等において財産被害を受けた消費者は、民事訴訟制度により自らの被害を回復することができる。また、現在、消費者に生じた被害を一括して実効的に回復するための民事裁判手続を創設するため、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度（以下「新しい訴訟制度」という。）の法案化が検討されている。これは、訴訟費用の問題等により民事訴訟制度の利用に踏み切れていない多数の消費者を集団的に救済するものであるため、新しい訴訟制度による消費者被害の救済の実効性の確保が図られることが期待される。このように、民事裁判になじむ事案、民事裁判が機能する事案については、民事裁判の結果として、事業者から不当な収益をはく奪し、消費者に返還されて救済が図られることにつながるものと考えられる。

一方、民事裁判になじまない事案や、事業者が消費者に誠実に対応せず、所在不明となったり、財産を隠匿・散逸させたりする場合もある。このような事案・場合には、結果的に消費者は被害が回復されないまま泣き寝入りを強いられることとなるものもある。このようなことが生ずることのないよう、行政が消費者の被害を救済する手法について、検討する必要があるのではないか。

2 行政が直接消費者の被害救済を図るための手法についての検討

【制度導入を積極的に考える御意見】

- 被害回復給付金支給制度について、国が被害回復に積極的に関与する制度がありうるという意味においては、被害金額返還命令の検討においても参考になると考えられる。
- 消費者団体での議論において、特商法に基づく行政処分がなされている事案のように違法性が明確な事案については、行政処分を行った事業者に対して、原状回復を命じることができないかという意見があった。
- 原状回復命令は、是正措置命令の過去版であり、将来に向けて違反を是正せよというだけでなく過去に行った違反も是正しなさいというイメージである。損害をきっちり計算する必要がある制度とは考えていない。

【制度導入の難しさを指摘する御意見】

- 行政による被害金額返還命令と民事上の返還義務の関係は問題となるのではないか。
- 個別の被害金額返還命令となると、個別に、被害者や被害金額の特定をすることとなり、むしろ民事訴訟と同じになり、行政処分にはなじまないという印象はある。他方、行為の差止命令や財産の凍結命令であれば行政処分としてなじむのではないか。行政としてできるのは、そこまではないか。
- 行政が被害金額返還命令を出したとしても、被害者が回収しに来なければワークしない。不当表示や詐欺があったとして、契約の取消権の行使は、被害者である消費者が考えることである。行政ができることは、違反行為の認定と財産の保全までであろう。
- 被害回復命令を非訟手続とすることは難しいのではないか。純然たる訴訟事件と考えざるを得ず、これを訴訟手続によらないとすることは憲法違反の疑義が出てくる。

行政が直接消費者の被害救済を図るための手法については、導入を積極的に考える意見がある一方、民事手続との関係をどのように整理するか等、導入の難しさを指摘する意見がある。

行政が直接消費者の被害救済を図るための手法としては、次の①及び②のようなものが考えられるのではないか。

- ① 行政が被害金額の返還を命じることとなる制度
 - ア 事業者に対し、消費者に対する債務の履行を命じることにより、消費者の被害救済を図る手法
 - イ 行政処分に付随して、是正措置を求める手法
- ② 行政庁が裁判所に対して、事業者に対する被害回復又は違法な収益の吐き出しの命令を申し立てる制度（参考：米国におけるリステイテューション又はディスゴージメントの申立て）

ただし、上記手法①及び②のいずれを検討するにしても、

- (1) 私人間の取引について行政が直接介入する根拠
- (2) 被害金額が返還されるべきことの根拠及び民事上の請求権との調整
- (3) 手続保障

等が課題となる。ここでは、まず、これらの課題(1)～(3)について検討した後、手法①及び②について、それぞれ3、4において検討する。

(1) 私人間の取引について行政が直接介入する根拠について

現行法において、行政による原状回復命令が規定されている例がある（景観法、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律、河川法、道路交通法等）。そのような例はいずれも、違法行為の結果が放置されていること自体が、当該法律の保護する利益（公益）に対する新たな被害を生み続けていると評価できるものである。したがって、このような違法な行為の結果が継続して成立しているような事案類型においては、被害の拡大を防止するための措置として、原状回復を命ずることが必要であり、かつ正当化されると考えられる。

他方、消費者被害事案の場合は、被害者の個人財産を害する行為が、その時点で既遂となって終了するものである。このような行為は、当該違法行為の結果が放置されていることをもって、景観法等において原状回復を命じ得る場合と同様に評価することは難しい。

したがって、被害の発生が一義的には個人の利益に係るものであっても、これを放置すれば新たな被害を生み続けることとなるような、消費者全体、社会的に大きな影響を及ぼす事案である等、公益の観点から行政が介入する必要性が認められるような対象事案に限定するための要件を設定することが必要ではないか。

(2) 被害金額が返還されるべきことの根拠及び民事上の請求権との調整について

行政が直接被害救済を図るための手法を取る前提として、消費者が事業者に対して債務の履行として一定額の金銭の支払いを求める私法上の権利を有することや、事業者及び消費者間の取引が無効であることなど、私人間において一定額の金銭の支払いを求める根拠が存することが必要ではないか。また、その場合、被害を受けた消費者自身による民事上の請求権との調整についても考える必要があるのではないか。

なお、(1)において述べたとおり、仮に、一定の要件の下で消費者庁が被害金額の返還を命ずることを可能とするならば、そのような事案は、高い公益性が求められている事案であり、実効性を確保するための手段についても併せて検討する必要があるのではないか。

例えば、事業者による被害金額返還命令の履行状況を確認できるようにするため、消費者庁が事業者に対して、被害者を特定する情報（顧客名簿等）の提出を命じることや、代金の返還状況について報告を（定期的に）求める

こと等についても「必要な措置」として可能とするような根拠を併せて置くことも考えられないか。

(3) 手続保障について

行政が直接消費者の被害救済を図ることは、事業者から見れば、行政が直接事業者の財産について公権力を行使することにほかならない。このため、行政が公権力をもって被害金額を消費者に返還させるに当たり、事業者の財産に関する問題として、恣意的にそのような行為が行われることのないよう、いずれの手法を採るにしても、手続保障を厳格に定めることが必要となるのではないか。

3 行政が被害金額の返還を命じることとなる制度（2頁記載の手法①）

【委員の御意見】

- 最近の事例で、大手家電量販店で保証の規約について、保証範囲を狭くするように変更をした事案で、当該変更後の規約をこれまでの契約者にも遡及適用して問題となり、結局事業者が遡及適用の結果過剰に受け取った修理代金を返金する対応をしたということがあった。行政などから指摘されれば、事業者には返金するという判断が働く場合があり得るので、行政の原状回復命令のような制度は魅力的な選択肢だと思う。

(1) 事業者に対し、消費者に対する債務の履行を命じることにより、消費者の被害救済を図る手法（参考：特商法に基づく「指示」の活用・応用等）

ア 特商法における禁止規定と指示

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特商法」という。）では、同法に定める各類型の取引について、禁止行為又は指示の対象として債務の履行の拒否・不当な遅延が定められている（特商法第7条第1項第1号、第14条第1項第1号等）。事業者がかかる債務の履行の拒否・不当な遅延をした場合、主務大臣は、事業者に対し、債務の履行等を実施するよう指示することができる。

特商法に基づく指示は、法違反又は不当な状態を解消し、又はこうした状態に至った原因となる事由を除外して¹、取引の適正化を図るためのものである。

¹ 消費者庁取引・物価対策課他編『平成21年版 特定商取引に関する法律の解説』商事法務・74頁

イ 指示の機能

特商法に基づく指示に関して、例えば、特商法に定められた特定の取引類型において、事業者が消費者に対し、返品受領に係る特約を付して取引を行った場合において、当該特約条件に従った返品申し出を事業者が拒否すれば、「債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる」行為に該当する。このとき、取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認められれば、当該事業者に対し、「必要な措置をとるべきこと」を指示することができる。ここでの「必要な措置」としては、債務の履行拒否や不当遅延という違反行為（違法状態）を解消するために事業者がとるべきこととして、例えば、債務の履行（返品を受領し、代金を返還すること）を命じ得る²。

ウ 指示の効果とその利用

上記のような特商法に基づく指示の機能を見ると、債務の履行拒否の禁止規定は、それ自体は原状回復（被害回復）を目的としたものではないが、当該規定に基づいて指示を行うということにより、債務の履行を促すということにつながることから、原状回復（被害回復）と事実上同じような効果を持つといえるのではないか。つまり、特商法による債務の履行の指示は、違法・不当な債務不履行がある場合に、消費者（債権者）の利益の保護を図り得る手法であるといえるのではないか。

したがって、この制度を更に有効に活用し、消費者被害の回復を図っていくことが考えられるのではないか。

エ 実効性の確保

上記のような特商法の指示については、その実効性確保のため、当該指示どおりの措置が取られたことを確認することが必要と考えられる。

そのような確認を行うため、特商法に基づき指示する「必要な措置」（同法第7条等）として、消費者庁が事業者に対して、違法な債務不履行がなされた取引の相手方たる消費者（被害者）を特定する情報（顧客名簿等）とともに代金の返還状況について（定期的に）報告することを指示するなど、実効性を高めるための措置を命じること等が考えられるのではないか。

なお、指示に従わない場合には、罰則が適用され（特商法第72条第2

² 消費者庁による通信販売事業者（ネイチャーウェイ株式会社）に対する指示処分（平成24年11月29日）において、「通信販売に係る本件商品に関するテレビ広告において、『商品到着日より30日以内であれば商品代金全額をお返し致します』と表示しているテレビ広告だけを見て申し込み、契約を締結した消費者に対しては、当該表示のとおり、商品の返品に応じた上、商品代金の返還をすること」等を指示している。

号)、一定の実効性が確保されている。

オ 多数消費者に被害を生じさせる事案において、事業者に対して債務履行の勧告・命令をなす可能性

(7) 「多数消費者財産被害事態」

改正された消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「安全法」という。）では、消費者に財産被害を生じさせた事業者に対し、勧告・命令を行い得るところ、安全法上の勧告・命令の対象である「多数消費者財産被害事態」は、次のとおりとされている（なお、勧告・命令を行い得るのは、「多数消費者財産被害事態」であって、すき間事案であることが要件となる。）。

- ・ 財産分野の消費者事故等（安全法第 2 条第 5 項第 3 号）のうち、
- ・ 消費者事故等の行為に係る取引であって消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当なもの（安全法第 2 条第 8 項第 1 号又は第 2 号）が行われることにより、
- ・ 多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるもの

また、「多数消費者財産被害事態」の前提となる消費者事故等（安全法第 2 条第 5 項第 3 号）として、債務の履行拒否（消費者安全法施行令〔平成 21 年政令第 220 号。以下「安全法施行令」という。〕第 3 条第 5 号）が定められている³。

(イ) 勧告・命令の内容

勧告・命令の内容は、「消費者の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置」（安全法第 40 条第 4 項及び第 5 項）である。

(ウ) 債務履行確保の機能を有する勧告・命令の可能性

禁止規範として定められている債務の履行拒否・遅延行為に対する違反行為が行われた場合に、行政処分によって債務の履行を促して原状回

³ この点に関して、「多数消費者財産被害事態」の前提となる消費者事故等（安全法第 2 条第 5 項第 3 号）として、債務の履行拒否（安全法施行令第 3 条第 5 号）のほかに、「消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定であって消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものによって無効とされる契約の条項を含む契約」の締結又はその勧誘も定められている（安全法施行令第 3 条第 4 号ロ）。後掲脚注 5 参照。

復（被害回復）と事実上同様の効果・機能を果たすことが可能であるという上記イの考え方を、安全法に当てはめてみる場合、債務の履行拒否を含む「多数消費者財産被害事態」に対する是正措置として、消費者の被害回復の効果・機能を果たすことが考えられないか。

例えば、換金困難な外国通貨の取引勧誘において、「必ず儲かる」「希望すれば、すぐに外国通貨を円に両替する」と言われたため外国通貨を購入したが、「円に両替してほしい」と業者に申し出たことに対して「今はできない」と断られた事案がある（国民生活センターによる平成 22 年 6 月 24 日付け公表事案）。

このような事案では、「再両替の申出があった場合はすぐに円に両替する」という債務の履行拒否（消費者事故等）があったと認定できる場合も考えられ、また、「事業者が消費者に示す取引の対象となる商品等の内容又は取引条件が実際のもものと著しく異なるもの」であるとして「多数消費者財産被害事態」と認定できる場合があり得る。

かかる事案において、「外国通貨購入契約時に約したとおりに、外国通貨の再両替に応じること」を勧告・命令の内容として当てはめられるとすれば⁴、原状回復（被害回復）に近い効果・機能が果たされるのではないかと⁵。

もともと、安全法に基づく勧告・命令は、「多数消費者財産被害事態」であって、かつ、すき間事案であることが要件である。したがって、その適用範囲は限定的なものとならざるを得ないのではないか。

また、安全法の法目的から、勧告・命令の内容については、消費者被害の発生又は拡大防止のための措置に関連を有するものである必要があるという観点から上記のような債務の履行を促す機能を有する勧告・命令が可能かについて、検討が必要ではないか。

⁴ 参考として、消費者庁による通信販売事業者（ネイチャーウェイ株式会社）に対する指示処分（平成 24 年 11 月 29 日）（前掲脚注 2 参照）

⁵ さらに、消費者事故等として、「債務の履行拒否」（安全法施行令第 3 条第 5 号）以外にも「法律が無効とする契約条項を含む契約の締結又はその勧誘」が定められている（安全法施行令第 3 条第 4 号ロ。前掲脚注 3 参照）。これに該当する事案であって、さらに契約条項のみならず契約自体が無効となるような事案があれば、当該契約の当事者である事業者は、消費者から受領した代金等を消費者に返還すべき義務（原状回復義務）を負うこととなる。このような事案が、「多数消費者財産被害事態」であってすき間事案にも当たる場合には、消費者庁が事業者に対して、「法律が無効とする契約条項を含む契約の締結又はその勧誘をしてはならない」ことを安全法に基づく勧告・命令として行うことによって、原状回復に近い効果・機能が果たされる可能性もある。

(I) 債務の履行を促す機能を有する勧告・命令の実効性の確保

安全法に基づき、「消費者の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置」の勧告・命令について、消費者が、事業者との間で行った取引が「多数消費者財産被害事態」及び「消費者事故等」に該当することを知ることとなれば、契約の取消（消費者契約法4条等）等を行うことにつながり、被害回復に資すると考えられる。この意味で、消費者庁が事業者に対して、債務の履行を促す「不当な取引の取りやめ」の勧告・命令に併せて、「当該取りやめの措置をとったことについて一般消費者等への周知徹底」や、「それらのとるべき措置の消費者庁の承認及びとった措置の消費者庁への報告」を勧告・命令できれば、その実効性を確保することが可能ではないか。

かかる勧告・命令に関連して、独占禁止法に基づく排除措置命令（同法第7条）として、①違反行為の取りやめのほか、②当該取りやめの措置をとったことについて一般消費者等への周知徹底、③今後同様の行為をしない将来の不作为、④それらのとるべき措置の公取委の承認及びとった措置の公取委への報告を命じることができると⁶が参考となるのではないか。

○独占禁止法（昭和22年法律第54号）

第七条 第三条又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、**当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置**を命ずることができる。

2（略）

(2) 行政処分に付随して、是正措置を求める手法（参考：業務改善命令に対する事業者の業務改善計画において是正内容を盛り込むこと）

【委員からの御意見】

○ 行政処分の内容を工夫することで、被害回復の効果を持たせられることも考えられないか。例えば、特商法上の指示の内容として、最近では、事業者の行為が特商法違反であるとともに、民事上クーリングオフできることを消費者に周知するという内容が含まれている場合がある。これ

⁶ 根岸哲編『注釈独占禁止法』（有斐閣、2009年）135～136頁。なお、排除措置命令に従わない場合は、過料が科せられ得る（第97条）。

を発展させて、民事上も取消しうる契約であることを周知させる際に、契約を取り消すので返金を請求することを申し出る簡易な書式を消費者に送付させ、消費者が契約の取消しを申し出た場合に事業者が代金を返還しているかを行政がチェックするという消費者の権利行使を促す措置も考えられるのではないか。

銀行法や保険業法等の規定に基づき、金融庁が事業者に対して発出する行政処分として「業務改善命令」がある。業務改善命令については、例えば、保険業法第 132 条において、「内閣総理大臣は、保険会社の業務若しくは財産又は保険会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、もしくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該保険会社の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。」と定められており、事業者はこれに従って業務を改善するための計画、即ち業務改善計画を作成し提出する。その中で、自主的な取組として消費者への返金等が行われている事案がある。

そこで、不当な収益をなく奪すべき具体的な行為や事案に応じて、業務改善命令のような根拠規定を置き、事業者が業務改善計画の中で被害の回復についても対応するよう指導していく手法も考えられるのではないか。

このような手法の場合、事業者の自主性のある取組が促進されると期待される。ただし、この手法は常日頃から業を所管・指導している監督官庁において行われることが効果的であると考えられるのではないか（事業者との継続的な監督関係があってこそ、自主的な取組が期待できるのであり、そもそも企業としての実態を伴わないような事業者や、問題が発覚すれば事業を継続するつもりのない事業者等の場合、消費者被害への対応を怠り、そのような指導を無視して行方をくらませるものと考えられる。したがって、そのような不誠実な事業者に対しては実効性のある手法とはいえず、消費者被害の救済につなげることは難しいのではないか。）。

- 4 行政庁が裁判所に対して、事業者に対する被害回復又は違法な収益の吐き出しの命令を申し立てる制度（参考：米国におけるリスティテューション又はディスゴージメントの申立て）（2 頁記載の手法②）

【制度導入を積極的に考える御意見】

- 日本においては、行政機関は公益の実現を、私人は私益の実現を目指し、公法と私法の世界は明確に分けられているが、例えば、アメリカでは、環境市民訴訟のように、私人が環境の保護という公益の実現に参加していくこともあるし、他方で、行政機関が雇用差別に対する救済を求めて出訴することもある。

行政機関が私益のために民事介入することは、公平性の観点からいかなものかという意見もあるが、消費者保護や環境保護など一定の価値判断の下で、特定の利益層を保護することは公益実現に繋がることにならないのではないか。

【制度導入の難しさを指摘する御意見】

- 消費者被害の回復という問題と消費者被害の再発防止といった秩序の維持を併せて念頭に置く制度は、日本においては難しいのではないかと。

また、被害の回復は私人間における問題であって、国が一方当事者を手助けすることが認められるかという問題があるのではないかと。

(1) 海外の状況

行政が裁判所に対して、事業者に対する被害回復又は違法な収益の吐き出しの命令を申し立てる制度に関して、米国には次の制度がある⁷。

- ・ SEC（証券取引委員会）によるディスゴージメントの申立て⁸
- ・ FTC（連邦取引委員会）によるリステイテューション又はディスゴージメントの申立て⁹
- ・ 各州法に基づく各州の司法長官によるリステイテューション又はディスゴージメントの申立て¹⁰

⁷ リステイテューション及びディスゴージメントの関係については、「Restitution and disgorgement というように並列して用いるときは、両者をとくに区別しない用語法のこともある。他方、FTC による FTC 法 13(b) 条に基づく提訴の文脈で restitution and disgorgement というように並列されるときは、前者が give back（日本法でいう不当利得返還であり restoration でもある）、後者が give up を意味するというように区分する意味で用いられることもある」等と説明される（第7回研究会・資料2〔9頁〕）。

⁸ 申立ての対象は、インサイダー取引等の証券規制関連法に違反する行為である（証券取引所法 21 条(d) 項等）（集团的消費者被害回復制度等に関する研究会（第8回）資料2-1）。

⁹ 申立ての対象については、消費者事案との関係では、「不公正又は欺まんの行為又は慣行 (unfair or deceptive acts or practices)」が定められている（FTC 法 5(a)。UDAP 規定と略称される。第7回研究会・資料2〔1頁〕）。

¹⁰ 申立ての対象については、FTC 法における UDAP 規定と同様のものが州法で定められてい

例えば、F T Cによる上記申立てについては、消費者保護のため、行政機関であるF T Cが、F T C法（連邦取引委員会法）の規定に基づき、事業者を被告として、違法行為の差止めに加えて、事業者による被害者への不法収益の返還（リステイテューション又はディスゴージメント）を求める訴えを提起できるとされている。この制度では、違法行為の差止めにとまらず、違法行為による利得のはく奪も行われており、違法行為の繰り返しを効果的に防止できると考えられている（第7回研究会・資料2）。

S E Cによる上記申立て及び各州の司法長官による上記申立てについても、根拠となる法律は異なるが、裁判所に対する申立てを経て裁判所の命令によって違法行為の差止め、違法行為による利益のはく奪が行われるという構造はF T Cによる上記申立てと同様である（第5回研究会・参考資料2、第7回研究会・資料2〔6～9頁〕）。

米国におけるリステイテューション又はディスゴージメントは、エクイティ（衡平法）上の救済手段である違法行為の差止めを命ずる差止命令（インジャンクション）の付随的救済（ancillary relief）であり、違法行為の差止めに加えて加害者の不法収益を剥ぎ取り被害者に引き渡させる（リステイテューション）又は不法収益を吐き出させる（ディスゴージメント）という判例法上認められた救済方法である。このように、本制度は、具体的事件に柔軟に適合する個別的正義を求めるエクイティ（衡平法）という英米法に特有の概念に基づく制度であり、また、裁判官は伝統的にエクイティ（衡平法）上の救済を与える広範な権限を有するという英米法の大きな特色に基づくものである。

（2） 我が国に上記制度を導入する意義及び導入の可能性

上記のような制度に関して、我が国には、行政庁が裁判所に対して違法行為（又は違反被疑行為）の差止めの命令を申し立てる制度として、独占禁止法に基づく緊急停止命令、金商法に基づく緊急停止命令等が定められている。これらの制度は、行政処分として違法行為の差止め等を命ずる権限を有する行政庁に対し、行政処分を行うまでには一定の時間を要するため、その間に違法行為が継続することを防止するなど緊急の必要がある場合に、裁判所に対して当該違法行為の停止等を命ずること（緊急停止命令）を申し立てる権限を認めたものである。一方、行政庁が裁判所に対して、被害回復や違法な

る（第7回研究会・資料2〔6頁〕）。

収益の吐出しの命令を申し立てる既存の制度はない。

上記のような制度を我が国の消費者法体系に導入する場合、徴収した金銭を被害者に配分することまでは困難と考えられる賦課金制度（もっとも、この点については賦課金制度の制度設計との関係で、なお検討を要する。）と異なり、行政庁が消費者に代わって裁判所への申立て（又は訴訟提起）を行うことにより、事業者から不法収益をはく奪してこれを被害者に返還（又は配分）することが可能となり得る。したがって、消費者の損害を填補する機能を有するとともに、消費者被害の発生を予防する機能が期待できるという意義が認められるのではないか。

他方で、本制度は、事業者及び消費者という私人間において、民事裁判手続によって解決されるべき問題について、国が一方当事者を助けることにつながるものであり、いかなる根拠に基づいてかかる制度の導入が認められるかという点が大きな課題である。

さらに、このような制度は、消費者と事業者という私人間の権利義務の存否及び範囲等の確定につながるものであるから、その認定等については純然たる訴訟事件と考えざるを得ず、訴訟手続によらないとすることは、事業者の裁判を受ける権利の侵害という問題が生じ得るのではないか。したがって、具体的にどのような手続で取り扱うかについて、十分な検討を行う必要があるのではないか。

また、本制度を我が国において導入するためには、行政による処分と司法による執行の役割分担をどのように整理することができるか、即ち我が国における行政と司法の役割分担について、十分な検討を行う必要があるのではないか。